

厚生労働科学研究費補助金  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業))  
分担研究報告書

病児・病後児保育に関する地域研修のあり方と研修内容の検討

研究分担者 三沢あき子 京都府立医科大学 男女共同参画推進センター・小児科学教室  
山崎 嘉久 あいち小児保健医療総合センター  
宮崎 博子 全国保育園保健師看護師連絡会  
安井 良則 大阪府済生会中津病院 臨床教育部  
多屋 馨子 国立感染症研究所 感染症疫学センター

研究要旨 平成 25 年度に実施した全国病児・病後児保育施設調査(以下、全国調査)の結果、保育士・看護師に対する研修は必要であるとの回答が 9 割に及んだが、実際には各地域において十分になされていない実態が明らかとなった。全国調査の結果を踏まえ、病児・病後児保育施設において必要とされている研修が、全国各地で実施可能となることを目的として、地域研修のあり方と研修内容について検討を行った。本検討結果をもとに、地域研修の基盤となり実践的標準化マニュアルを兼ねた「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」を作成した。

研究協力者  
帆足暁子 全国病児保育協議会  
大川洋二 全国病児保育協議会  
安 炳文 京都府立医科大学大学院医学研究科

全国調査の研修に関わる調査結果やヒアリング調査時の現場での意見等を参考に、地域研修の基盤となり実践的標準化マニュアルを兼ねた「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」<sup>2)</sup>を作成した。

A．研究目的

平成 25 年度に実施した全国病児・病後児保育施設調査<sup>1)</sup>(以下、全国調査)の結果、保育士・看護師に対する研修は必要であるとの回答が 9 割に及んだが、実際には各地域において十分になされていない実態が明らかとなった(図 1)。全国調査の結果も踏まえ、病児・病後児保育施設において必要とされている研修が、全国各地で実施可能となることを目的として、地域研修のあり方と研修内容を検討した。

B．研究方法

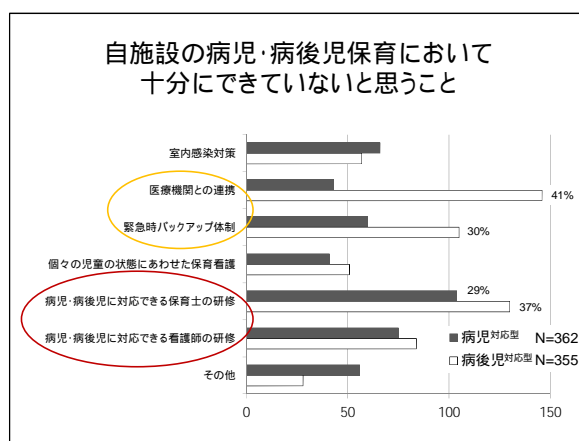


図 1．十分にできていない課題について  
(平成 25 年度全国病児・病後児保育調査 E33)

## C. 結果

全国調査において、必要な研修項目（複数回答）としては「子どもの健康管理と緊急対応」が最も多く 79.6%におよび、次いで「児童の発達と遊び」50.5%、「病児・病後児保育実習」39.2%であった（E29）。また、定期的に研修や全国大会を実施している全国病児保育協議会への加盟率は、医療機関併設型が主な病児対応型の 55%に対し、保育所併設型が主な病後児対応型は 18%のみであった。また、病児対応型の 45%、病後児対応型の 51%が医療機関との連携が不十分であると回答した（E30）ことも踏まえ、「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」の内容は基礎研修に活用できる基本的内容とした（ハンドブック 6 ページ）。

なお、病児保育事業は、平成 27 年 4 月から地域子ども・子育て支援事業の一つとなるため、病児・病後児保育に従事する保育士・看護師等を対象として、実施主体である市町村等の地方自治体が調整して基礎研修を実施できるように、地元医師会や保育所等の協力を得ることで各地域の人材で実施できる内容とした（ハンドブック 6 ページ）。

## D. 考察

全国病児保育協議会加盟施設を中心に、既に病児・病後児保育施設が複数存在し連携体制がとられ、研修体制が構築されている地域もあるが、熱心な施設が存在する地域に限られている現状にある。病児・病後児に対して適切な保育・看護を実践するために、保育士には一般の保育にプラスして、小児の感染症や病態に関する知識を習得した上で、個々の状態に合わせた保育の実践が、看護師または保健師（看護師等）には医療機関での看護とは異なる小児の発達心理等をふまえた専門性が求められ、一定の研修や実習による人材育成の推進が必要である。

## 1. 研修実施体制

研修が各地域で実施されるためには、地域の状況や資源を把握している市町村（特別区を含む）または都道府県が実施調整主体となることが適切であると考えられる。病児保育事業の実施主体は市町村であり、各市町村に複数の病児・病後児保育施設が存在する場合は、市町村が中心となり当該施設間および地元医師会や保育所等関係機関との連携体制を構築し、協議の場と研修体制を整備することが望まれる。病児・病後児保育施設が 1 施設のみである市町村などの場合は、2 次医療圏や保健所管轄地域などの広域または都道府県での研修実施も必要と考えられる。

## 2. 研修対象

病児・病後児保育施設の保育士・看護師等を対象とした内容で作成したハンドブックであるが、保育所の保育士・看護師等にも役立つ内容となっている。平成 21 年 4 月に施行された「保育所保育指針」<sup>3)</sup>（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）の第 5 章「健康及び安全」の冒頭では「子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない」とあり、保育所の日常においても、子どもの体調不良が発生した場合の適切な対応が求められている。保育所での保育中に子どもが体調不良となることは、決して珍しいことではない。保護者が迎えに来るまでの間、保育所は体調不良児への適切な対応とともに、感染を拡大させないための対応をとる必要がある。地域全体で保育関係の保育士・看護師等を対象とした研修を行うことで、その地域全体の保育保健の充実・強化さらには有用な連携体制につながることを期待される。

## E . 結 論

各地域において、病児・病後児保育従事者の基礎研修が可能となる「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」を作成した。本ハンドブックは実践的標準化マニュアルを兼ねており、今後、全国で基礎研修が実施されることにより、病児・病後児保育の標準化および質・安全性の充実が期待される。また、地域の人材による研修実施の機会は顔の見える連携の機会ともなり、子育て支援の地域連携が進むことも期待される。

### 【参考文献・資料】

- 1) 病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）平成 25 年度 総括研究報告書
- 2) 「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」（研究成果刊行物 1）  
<http://www.nhhk.net/health/index.html>
- 3) 保育所保育指針（平成 20 年 3 月）. 厚生労働省.